

様式3 (行政手続法適用：個票番号501)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	補助金等の返還命令
根 拠 法 令 名	社会福祉法 (昭和26年法律第45号)
根 拠 条 項	第58条第3項
根 拠 条 文	3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。</p> <p>(1) 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。</p> <p>(2) 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。</p> <p>(3) 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。</p>
所 管 部 署	保健福祉課社会福祉係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号502)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	児童手当支給の制限
根拠法令名	児童手当法 (昭和46年法律第73号)
根拠条項	第5条、第10条
根拠条文	<p>第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。</p> <p>第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p>
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課児童福祉係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号503)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	児童手当支給の差止め
根拠法令名	児童手当法（昭和46年法律第73号）
根拠条項	第11条
根拠条文	児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。
処分基準の内容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>児童手当受給者は児童手当法（昭和46年法律第73号）第26条に規定する前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出を提出しなかった場合に、児童手当の支払を一時差止めることができる。</p>
所管部署	保健福祉課児童福祉係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号504)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	児童手当支払の調整
根拠法令名	児童手当法 (昭和46年法律第73号)
根拠条項	第13条
根拠条文	児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後を支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課児童福祉係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号505)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	児童手当不正利得の徴収
根拠法令名	児童手当法（昭和46年法律第73号）
根拠条項	第14条
根拠条文	偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課児童福祉係
備考	

様式3（行政手続法適用：個票番号506）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月12日作成

処 分 名	子育て支援事業に関する事務の適正な実施のための監督上の命令
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
根拠条項	第21条の13
根拠条文	市町村長は、第21条の11第3項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課児童福祉係
備 考	

様式3（行政手続法適用：個票番号507）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月10日作成

処 分 名	損害賠償受給額返還命令
根拠法令名	予防接種法（昭和23年法律第68号）
根拠条項	第18条第2項
根拠条文	市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。
処分基準 の 内 容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課健康づくり係
備 考	

様式3（行政手続法適用：個票番号508）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月10日作成

処 分 名	不正受給者給付額徴収
根拠法令名	予防接種法（昭和23年法律第68号）
根拠条項	第19条第1項
根拠条文	市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
処分基準 の 内 容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課健康づくり係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号509)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月10日作成

処 分 名	予防接種実費徴収
根拠法令名	予防接種法（昭和23年法律第68号）
根拠条項	第28条
根拠条文	第五条第一項又は第六条第三項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり 実費の額は、予防接種法施行令第33条に定めるところによる。
所管部署	保健福祉課健康づくり係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号510)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月10日作成

処 分 名	障害年金給付額改定
根拠法令名	予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）
根拠条項	第15条
根拠条文	障害児又は法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第一又は別表第二に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課健康づくり係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号511)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	障害福祉サービス費の費用の徴収
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
根拠条項	第56条第2項
根拠条文	第50条第5号、第6号、第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号及び第3号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり 第27条第1項第3号に規定する措置により入所させた者について負担能力に応じて費用を徴収することができる。
所管部署	保健福祉課障害福祉係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号512)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	更正に必要な指導措置の解除
根 拠 法 令 名	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
根 拠 条 項	第17条の2第1項第3号
根 拠 条 文	前2号にするもののほか、その更正に必要な事項につき指導すること。
処 分 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり 市町村は、身体障害者の診査及び更正相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保険施設に紹介すること</p> <p>(2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校に行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所を紹介すること</p>
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号513)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除
根拠法令名	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
根拠条項	第18条
根拠条文	<p>第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第6項に規定する療養介護及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものは除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、法令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p> <p>2 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。</p>
処分基準の内容	<p>法令で定める基準のとおり 措置により障害福祉サービス、施設入所等への支援を受けている身体障害者がやむを得ない事由により支給を受けることが困難と認めるときは、障害福祉サービスの提供若しくは委託することができる。</p>
所管部署	保健福祉課障害福祉係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号514)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	障害福祉サービス等の費用の徴収
根拠法令名	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
根拠条項	第38条第1項
根拠条文	第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託を行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等への委託を除く。）が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課障害福祉係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号515)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	知的障害者の入所費用の徴収
根拠法令名	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
根拠条項	第27条
根拠条文	第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる
処分基準 の 内 容	法令で定める基準のとおり
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号516)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	不正利得の徴収
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
根拠条項	第8条
根拠条文	<p>市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村等は、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第32条第1項に規定する指定相談支援事業者又は第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が偽り、その他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画等作成費、特定障害者特別給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額の100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p>
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課障害福祉係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号517)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	支給決定の取消し
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
根拠条項	第25条第1項
根拠条文	支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。
処分基準の内容	<p>法令で定める基準のとおり 次に掲げる場合には支給決定を取り消すことができる</p> <p>(1) 支給認定に係る障害者等が、障害福祉サービスを受ける必要がなくなったとき</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき (支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を要するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 支給決定に係る障害者等が、正当な理由なしに第20条第2項の規定 (前条第3項において準用する場合も含む。) の規定による調査に応じないとき</p> <p>(4) その他政令で定めるとき</p>
所管部署	保健福祉課障害福祉係
備 考	

様式3（行政手続法適用：個票番号518）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	支給認定の取消し
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
根拠条項	第57条第1項
根拠条文	<p>支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったとき</p> <p>(2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を要するに至ったと認めるときを除く。）</p> <p>(3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p>
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課障害福祉係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号519)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月6日作成

処 分 名	特定障害者特別給付費等の支給の取消し
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
根 拠 条 項	第34条の6第1項
根 拠 条 文	市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給を行わないことができる。
処 分 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり 次に掲げる場合には支給を行わないことができる</p> <p>(1) 特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき</p> <p>(2) 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有すると至ったと認めるとき</p>
所 管 部 署	保健福祉課障害福祉係
備 考	

様式3（行政手続法適用：個票番号520）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	要介護認定の取消し
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）
根拠条項	第31条第1項
根拠条文	（要介護認定の取消し） 第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。
処分基準の内容	（要介護認定の取消し） 第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 (1) 要介護者に該当しなくなつたと認めるとき。 (2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
所管部署	保健福祉課介護保険係
備考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号521)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	要支援認定の取消し
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）
根拠条項	第34条第1項
根拠条文	<p>(要支援認定の取消し)</p> <p>第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p>
処分基準の 内 容	<p>(要支援認定の取消し)</p> <p>第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p>
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号522)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）
根拠条項	第69条第1項
根拠条文	<p>(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)</p> <p>第69条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第2項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第2項若しくは第33条の2第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第1号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。)があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段(第28条第4項及び第29条第4項において準用する場合を含む。)、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段(第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課介護保険係
備考	

様式3（行政手続法適用：個票番号523）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	措置命令①
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）
根拠条項	第78条の9第3項
根拠条文	<p>(勧告、命令等)</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準の内容	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第78条の9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第78条の2第7項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第78条の4第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第4項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第78条の4第2項又は第4項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第78条の4第6項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係
備 考	

様式3（行政手続法適用：個票番号524）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	措置命令②
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）
根拠条項	第115条の18第3項
根拠条文	<p>(勧告、命令等)</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準の内容	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第115条の18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第115条の12第5項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の14第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第115条の14第2項又は第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第115条の14第6項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号525)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	措置命令③
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）
根拠条項	第115条の28第3項
根拠条文	<p>(勧告、命令等)</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準の内容	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第115条の28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。</p> <p>(2) 第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。</p> <p>(3) 第115条の24第4項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係
備 考	

様式3（行政手続法適用：個票番号526）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	指定の取消し等①
根 拠 法 令 名	介護保険法（平成9年法律第123号）
根 拠 条 項	第78条の10
根 拠 条 文	（指定の取消し等） 第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
処 分 基 準 の 内 容	別紙のとおり
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係
備 考	

別紙

処 分 基 準 の 内 容

(指定の取消し等)

第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第6項第3号から第3号の4までのいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- (4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。
- (5) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (6) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- (7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条及び第104条において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- (8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (9) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第78条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (14) 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (15) 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

様式3 (行政手続法適用：個票番号527)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	指定の取消し等②
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）
根拠条項	第115条の19
根拠条文	(指定の取消し等) 第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
処分基準の内容	別紙のとおり
所管部署	保健福祉課介護保険係
備考	

別紙

<p>処 分 基 準 の 内 容</p>	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。</p> <p>(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
--------------------------	--

様式3 (行政手続法適用：個票番号528)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月12日作成

処 分 名	指定の取消し等③
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）
根拠条項	第115条の29
根拠条文	(指定の取消し等) 第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
処 分 基 準 の 内 容	(指定の取消し等) 第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定介護予防支援事業者が、第115条の22第2項第4号、第4号の2又は第8号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第5項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (6) 指定介護予防支援事業者が、第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
所 管 部 署	保健福祉課介護保険係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号529)

不利益処分に係る処分基準

平成27年10月 8日作成

処 分 名	特定教育・保育施設の確認の取消
根拠法令名	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
根拠条項	第40条第1項
根拠条文	<p>市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。</p> <p>三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	法令で定める基準のとおり
所 管 部 署	保健福祉課児童福祉係
備 考	

様式3（行政手続法適用：個票番号530）

不利益処分に係る処分基準

平成27年10月 8日作成

処 分 名	特定地域型保育事業者の確認の取消
根拠法令名	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
根拠条項	第52条第1項
根拠条文	<p>市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第六項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	保健福祉課児童福祉係
備考	